

熊本県公報

第 1 1 6 8 1 号
平成 20 年 4 月 14 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○自動車税の指定代理納付者の指定	(税 務 課) 1
○玉名都市計画道路の変更	(都 市 計 画 課) 1
○玉名都市計画道路の変更	(") 2
○松橋不知火都市計画道路の変更	(") 2
○松橋不知火都市計画道路の変更	(") 2
公 告	
○開発行為工事完了公告	(建 築 課) 3
○コンピュータネットワークシステムの賃貸借に係る一般競争入札	(産 業 技 術 セ ン タ ー) 3

告 示

熊本県告示第 376 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定したので告示する。

平成 20 年 4 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 指定代理納付者に指定した者
ヤフー株式会社
東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号
- 2 指定代理納付者による代理納付を認めた県税の税目
熊本県税条例（昭和 29 年熊本県条例第 28 号）に基づく自動車税（普通徴収に係るもので、納税通知書にクレジット納付用番号が記載されたものに限る。）
- 3 指定代理納付者による代理納付を申し出ることを認めた期間
平成 20 年 5 月 1 日から平成 20 年 6 月 2 日まで

熊本県告示第 377 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 4 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
玉名都市計画道路 3・3・14 号 長洲玉名線
3・3・15 号 玉名バイパス線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
玉名市滑石字四の十の割、字九の割、字塘開、字甲七の割、字甲六の割、字甲五の割、字甲四の割、字甲三の割、字甲二の割、字海路西、字海路东、字南請、字晒浦、大浜町、字新寄須、字芝原、字葭場、寺田字大堂、字榎原、字吉丸前、字山口、字西原、字城ヶ辻、向津留字三玉、字牟田、字卯木、河崎字芻の下、字尾畑、字田中、字フケ、字柳町、両迫間字柳町、字油田、字築楽、玉名字東栗崎、字蕤打、字晩次郎、富尾字高津原、字戸立、字冷水、字焼古閑、立願寺字大塚、字松尾原、字松尾、字蛇ヶ谷、字石丸、字小岱、字吉山原、山田字松尾原、字平、字中嶋、字地藏前、字下馬場、字白石、築地字北田、字古閑、字兔町、字八反、字邦木野、字池ノ下、字山開、字西の山、字杳掛の各一部
- 3 縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県告示第378号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成20年4月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
玉名都市計画道路 3・2・1号 築地河崎線（3・4・1号 築地中線）
3・4・3号 玉名駅立願寺線
3・4・4号 寺畑山田線
3・4・5号 前田御跡線（3・5・5号 前田東線）
3・5・8号 玉名駅平嶋線
3・4・10号 築地立願寺線
3・4・13号 高瀬大橋中線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
玉名市中字春日出、字前、字内田、字寺畑、字平畑、字榎林、字堀内、字徳丸、字北川、字島、字池尻、字田島、字岸下、字東井手下、中尾字河原、字西原、字馬場、字天神木、字野地、立願寺字池田上、字池田、字御跡、字前畑、字花水、字前浦、字井川尻、字福丸、字西段、字曲松、字東段、字松尾原、字松尾、字鳥井原、字六地藏、岩崎字本原、字野道、字池田、字堂ノ下、字六反田、字南岩原、字西岩原、字北岩原、岱明町野口字北尾崎、築地字南大門、字下河原、字今見堂、字除ヶ口、字修理田、字大坪、字久保田、字平町、字深田、字古閑、字上河原、亀甲字後田、字長畑、字上畑、字北園、字南岩原、字浦田、字前田、字東、山田字高岡原、字平嶋、字高岡、字中嶋、字白石、字下馬場、字糖峯、秋丸字上中洲、字下中洲、高瀬字八日町、永徳寺字出口、字馬場、字東原、字堀田、字平、字上出口、松木、六田の各一部
- 3 縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県告示第379号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成20年4月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
松橋不知火都市計画道路 3・3・1号 曲野両仲間線
3・4・3号 松橋駅深川線
3・4・4号 松橋不知火線
3・4・5号 園田曲野線
3・5・8号 久具曲野線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
字城市松橋町曲野字西田、字丸山、字大坪、字鳴湊、字長谷川、字中村、字寺尾、字昇立、字御池、字金ヶ崎、字塘ノ内、字南田、字片林、字右近田、字橋川、松橋町久具字猫ノ迫、字市ノ口、字微雨、字財間、字野中、字上猫迫、字新開、字金ヶ崎、松橋町豊福字白毛熊、松橋町両仲間字白毛熊、字江口原、松橋町松橋字三町、字瓶屋、字中原、字大道、字上ノ原、字東原、字築切、字園田、字浜田、松橋町大野字前田、松橋町浦川内字丸田、字二反田、字中当、字藤島、不知火町御領字園田、不知火町高良字浜田、字東割、字豊岡の各一部
- 3 縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県告示第380号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成20年4月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
松橋不知火都市計画道路 3・4・2号 松山豊福線
3・4・6号 港町上ノ原線
3・5・7号 鎗ノ柄線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
字城市不知火町柏原字野田、不知火町御領字東原、字西原、松橋町松橋字横原、字三

町、字園田、字中原、字大道、字浜田、字上ノ原、字東原、字前田、松橋町大野字前田、字浜田、松橋町久具字新開、字井手下、字大水口、字今天神、字堂前、字財間、字野中、字江口原、松橋町きらら1丁目、松橋町きらら2丁目、松橋町きらら3丁目、松橋町豊崎字鎗ノ柄の各一部

3 縦覧場所

熊本県土木部都市計画課

公 告

熊本県公告第277号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成20年4月4日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
(3工区)
水俣市白浜町113番2の一部及び同113番6の一部
3,524.71平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
水俣市陣内1丁目1番1号
水俣市

熊本県公告第278号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成20年4月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 借入物品及び数量
コンピュータネットワークシステム一式
 - (2) 借入物品の規格、品質等
入札仕様書による。
 - (3) 借入期間
平成20年7月1日から平成25年6月30日まで
 - (4) 借入場所
熊本市東町3丁目11番38号
熊本県産業技術センター 電子機械分館
 - (5) 入札方法
 - ア 入札金額は、賃貸借料1月当たりの借入代金とする(1円未満切り捨て)。見積りに当たっては60月の賃借料で計算することとし、仕様書に定めるコンピュータネットワークシステム機器及びソフトウェア、ハードウェア設置、ソフトウェア初期設定、保守などに係るすべての費用を含めるものとする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額により入札すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託契約等)運用基準の規定を準用する。
 - (6) 最低制限価格の設定
無
 - (7) その他
 - ア 本競争入札は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件であるが、書面による入札もできる。ただし、電子入札システムに利用者登録が完了している者は、電子入札によるものとする。
 - イ 本競争入札は、競争入札参加資格確認のため、入札前に3に記載する競争入札参加確認申請書及び確認資料の提出が必要な入札である。
- 2 入札参加者の資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査のうえ、有資格者として営業種目「リース・レンタル(OA機器類)」に登録された者であること。
 - (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けて

- いること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 5 の (3) の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) コンピュータネットワークシステム仕様書の内容を満たしていること。
- ア コンピュータネットワークシステム機器内訳書及びカタログなどの関連資料
- イ 情報技術研究室における機器等配置図
- ウ 情報技術研究室におけるラック構成図
- エ 各システムのソフトウェア構成表
- オ 機器とソフトウェア保守の項目、明細及び体制
- カ 移行作業計画と体制
- 3 競争入札参加資格確認申請書の提出
- 本競争入札に参加を希望する者は、2 の (1) から (5) までに示す要件を満たしているかの確認を受けるため、次により競争入札参加資格確認申請書及び確認資料（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格の有無についての確認を受けなければならない。
- なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに確認の結果要件を満たしていないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- (1) 提出期間
- 公告の日から平成 20 年 5 月 12 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分とする。
- (2) 提出方法及び提出場所
- ア 電子入札システムによる入札参加の場合
- 申請書等を電子入札システムにより提出すること。
- なお、確認資料の容量が 1 メガビットを超える場合には、4 に示す場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）することとし、持参又は郵送する書類の目録を電子入札システムで提出すること。
- イ 書面による入札参加の場合
- 申請書等を 4 に示す場所に持参又は郵送すること。
- なお、郵送の場合は、提出期間内に必着すること。
- (3) 入札参加資格確認結果の通知
- 入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 4 契約条項を示す場所
- 熊本県産業技術センター 総務企画部
郵便番号 862-0901 熊本市東町 3 丁目 11 番 38 号
電話番号 096-368-2101 ファックス番号 096-369-1938
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
- 4 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の閲覧（交付）期間及び場所
- ア 閲覧（交付）期間
- 公告の日から平成 20 年 5 月 12 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
- イ 閲覧（交付）の場所
- 4 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 電子入札システムによる入札
- 3 の (3) 記載の確認結果の通知を受けた日時から、平成 20 年 5 月 26 日（月）午後 3 時までに入札すること。
- イ 書面による入札
- (ア) 日時 平成 20 年 5 月 26 日（月）午後 3 時
- (イ) 場所 熊本市東町 3 丁目 11 番 38 号
熊本県産業技術センター 本館 2 階大会議室
- (4) 入札書の提出方法
- ア 電子入札システムによる入札の場合
- 5 の (3) のアの締切日時までに電子入札システムにより入札書を提出すること。
- ただし、入札参加者側のシステム障害等のやむを得ない事情があり、入札書受付締切予定日時までに熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を 5 の (1) に示す場所に提出し、県（契約担当者）から承認を受けた場合は、イの書面による入札によるものとする。
- イ 書面による入札の場合
- 別に定める様式の入札書を、5 の (3) のイの日時及び場所に持参し、提出すること。
- ただし、代理人をして入札するときは、別に定める様式の委任状を入札書と同時に提出すること。
- なお、郵送を認めるが、次の事項に留意のうえ、必ず平成 20 年 5 月 23 日（金）

- までに4に記載する場所に必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- (ア) 封筒は二重封筒とし、表封筒に入札書在中及び親展、中封筒に委託業務の名称及び開札日時を朱書きすること。
- (イ) 再入札を予想する場合は、中封筒に再入札書、委託業務の名称及び開札日時を朱書きし、同封すること。
- (5) 再度の入札
開札後、落札者がいない場合は再入札を行う。
再入札を行う場合、電子入札により入札書を提出した者については、再入札の通知を受けた日時から平成20年5月30日（金）午後3時までに電子入札システムにより入札すること。
- 6 開札の方法
開札は、電子入札システムにおいて行う。
ただし、紙入札方式において入札した者がいる場合は、入札に参加した者又はその代理人の立会いのもとに行うものとする。この場合において、入札に参加した者又はその代理人が立ち合わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 書面による入札において、委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 書面による入札において、記名押印を欠く入札
エ 書面による入札において、金額を訂正した入札
オ 書面による入札において、誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
カ 書面による入札において、同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
キ 書面による入札において、2以上の意思表示をした入札
ク 書面による入札において、くじ番号の記入がない入札
ケ 電子入札システムによる入札において、入札、見積及び契約権限のない者のICカードを使用して提出された入札
コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ 明らかに連合によると認められる入札
シ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (5) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
要
- イ 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から4日以内とする。
- (6) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (7) その他詳細は、入札説明書による。
- (8) 本競争入札は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 8 Summary
- (1) Name and quantity of commodity:
Computer and Network System
One set

- (2) Deadline to set up commodity:
June 30th, 2008
- (3) Locations at which commodity will be used:
Kumamoto Industrial Research Institute
- (4) Date and Place to submit bidding proposal:
May 26th, 2008, 3:00 pm
Kumamoto Industrial Research Institute, 2F, Daikaigishitsu (Main Conference Room)
- (5) Deadline to submit bidding proposal by mail (registred only):
May 23rd, 2008
- (6) Language and currency to be used for bidding:
Japanese language and currency only
- (7) Name of the department to be contacted with regard to this contract:
Soumu - Kikaku - Ka (General Affairs & Planning Section),
Kumamoto Industrial Research Institute,
3 - 11 - 18 Higashi - machi Kumamoto - City, Kumamoto Prefecture 862 - 0901, Japan
Tel. 096 - 368 - 2101